



お客様各位

2014年2月19日
株式会社エコ配

エコ配コレクト約款の一部改正のお知らせ

平素は、エコロジー&エコノミーな新発想の格安宅配便「エコ配」をお引き立ていただき厚くお礼申し上げます。

2014年2月24日（月）より、エコ配コレクト約款を一部改正することとなりましたので、お知らせいたします。

記

【変更内容】

1. 大阪府エコ配コレクトサービス提供エリアの拡大

変更前	変更後
大阪市全域	大阪市全域、東大阪市、摂津市、松原市、吹田市、門真市、堺市（南区除く）

2. 印紙代の変更

3. 振込手数料について

詳細については別紙の「エコ配コレクト約款の一部を改正する新旧対照表」をご確認ください。

尚、2014年2月24日以降に出荷されたお荷物より、本規約が適用されますことをご了承ください。（本規約第25条をご参照ください。）

今後も、お客様へのよりよいサービスをご提供できますよう、精一杯取り組んでまいりますので、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【本件に関するお問合せ先】

担当エコクルー

株式会社エコ配 コールセンター：050-3116-2280（平日 10時～17時）

エコ配コレクト約款の一部改正新旧対照表

現 行	改正後
<p>第1条 総則</p> <p>エコ配コレクトサービスを<u>利用される方</u>との基本的取引内容を定め、エコ配コレクト約款(以下「本コレクト約款」という。)との名称において<u>利用者の方</u>と当社と基本的な契約内容を定めます。本約款は、株式会社エコ配が提供するエコ配コレクトサービス(代金引換, 以下「本サービス」という。)利用にあたっての一切に適用されます。なお、当社が提供する他のサービスについては、サービスごとの規約もしくは約款が優先されます。</p> <p>第3条 エコ配コレクトサービスの内容</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 本サービスは、商品の集荷先及び配送先のいずれもが以下の地域の範囲にあることを前提とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京 23 区内 (離島・島しょ群を除く) ・名古屋市内 ・大阪市内 <p>8～9 (略)</p> <p>第8条 運賃・手数料・経費等について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一度に一荷受人から收受する商品代金等の金額が 3 万円を超える場合には、荷送人は領収書に貼付する印紙代を負担することとし、当社がこれを立て替え、当社の定める方法によりその精算を行うこととします。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第1条 総則</p> <p>エコ配コレクトサービスを<u>利用されるお客様</u>との基本的取引内容を定め、エコ配コレクト約款(以下「本コレクト約款」という。)との名称において<u>ご利用のお客様</u>と当社と基本的な契約内容を定めます。本約款は、株式会社エコ配が提供するエコ配コレクトサービス(代金引換, 以下「本サービス」という。)利用にあたっての一切に適用されます。なお、当社が提供する他のサービスについては、サービスごとの規約もしくは約款が優先されます。</p> <p>第3条 エコ配コレクトサービスの内容</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 本サービスは、商品の集荷先及び配送先のいずれもが以下の地域の範囲にあることを前提とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>東京都</u> 東京 23 区内 (離島・島しょ群を除く) ・<u>愛知県</u> 名古屋市内 ・<u>大阪府</u> 大阪市内、<u>東大阪市内</u>、<u>摂津市内</u>、<u>松原市内</u>、<u>吹田市内</u>、<u>門真市内</u>、<u>堺市(南区を除く)</u> 内 <p>8～9 (略)</p> <p>第8条 運賃・手数料・経費等について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一度に一荷受人から收受する商品代金等の金額が 3 万円を超える場合 <u>(平成 26 年 4 月 1 日以降に收受する商品代金等については、その金額が 5 万円を超える場合)</u>には、荷送人は領収書に貼付する印紙代を負担することとし、当社がこれを立て替え、当社の定める方法によりその精算を行</p>

<p>第9条 商品代金の荷送人への引渡</p> <p>1 当社は荷受人から集金した商品代金について、毎週金曜日までに集金したものを原則として金融機関の4営業日後(同日が金融機関の休日である場合は翌営業日)に振り込むこととします。但し、ゴールデンウィーク、夏季休暇期間、年末年始の期間には、振込日が数日遅れる場合があることを荷送人は了承することとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第20条 取引解除</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 荷送人は本サービスの利用を終了した場合には、直ちに荷送人の負担において広告媒体等から本サービス取扱いに関する全ての記述・表記等を削除し、未使用の本コレクト伝票については当社に返却することとする。</p> <p>第21条 期間</p> <p>本サービス利用契約の有効期間は、当社が申込を受けた日から1年間とし、当社もしくは荷送人から相手方に対し期間満了の1ヶ月前までに書面による終了を申し出ないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>うこととします。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第9条 商品代金の荷送人への引渡</p> <p>1 当社は荷受人から集金した商品代金より振込手数料(消費税込)を差し引いた金額について、毎週金曜日までに集金したものを原則として金融機関の4営業日後(同日が金融機関の休日である場合は翌営業日)に振り込むこととします。但し、ゴールデンウィーク、夏季休暇期間、年末年始の期間には、振込日が数日遅れる場合があることを荷送人は了承することとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第20条 取引解除</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 荷送人は本サービスの利用を終了した場合には、直ちに荷送人の負担において広告媒体等から本サービス取扱いに関する全ての記述・表記等を削除し、未使用の本コレクト伝票については当社に返却することとします。</p> <p>第21条 期間</p> <p>本サービス利用契約の有効期間は、当社が申込を受けた日から1年間とし、当社もしくは荷送人から相手方に対し期間満了の1ヶ月前までに書面による終了を申し出ないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>別紙</p> <p>第4条関係</p> <p><u>(当社が定める添付資料)</u></p> <p><u>法人の場合 取得より3ヶ月以内の登記簿謄本写しまたは写しのコピー</u></p>
--	---

個人事業主の場合 取得より3ヶ月以内の
住民票写しまたは写しのコピー

第8条関係

(代引き手数料)

<u>配送商品価格</u>	<u>代引き手数料</u>
<u>10,000円以下</u>	<u>250円(税抜)</u>
<u>30,000円以下</u>	<u>350円(税抜)</u>
<u>100,000円以下</u>	<u>500円(税抜)</u>
<u>300,000円以下</u>	<u>800円(税抜)</u>

1. 上記料金はいずれも荷物1個あたりの
代引き手数料です。

2. 代引き手数料の他、別途配送料金が必要
です。

3. 消費税は外税方式で計算致します。

(配送料金)

350円(税抜)